

人事委員会議事録（第1738回）

1 開催日時

令和6年9月24日（火）15：00～17：10

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	大久保 和 代	委員長
	鈴木 尉 久	委員
	長尾 真	委員
事務局職員	古川 卓 哉	事務局長
	西谷 智 子	任用給与課長
	川崎 勝 之	副課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件（第1737回）

人事委員会議事録（第1737回）について、審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

採用選考並びに職務の級及び号給の決定の件

任用給与課長が、兵庫県病院事業管理者から請求のあった採用選考（発令予定：令和6年10月1日）並びに職務の級及び号給を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第3号議案

専決処分をしたものにつき承認を求める件

—警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件—

任用給与課長が、標記条例の制定に伴う意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

第4号議案

警察職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件

任用給与課長が、標記規則等の改正内容を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

（委員）

これで国と同様になったのか。警察は危険な仕事に就いているので手当は適切に措置しないとイケない。

(事務局)

知事部局は既に同様の改正を行っている。警察では他の手当額の引上げもあわせて行うためこの時期の改正になった。国に準じた改正部分については遡及して適用する。

第5号議案

職務に専念する義務を免除できる場合の決定の件

任用給与課長が、兵庫県知事から職務に専念する義務を免除できる場合の承認申請について、標記の概要及び承認する理由を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員)

職専免について人事委員会の役割は。

(事務局)

人事委員会は規則に規定された項目以外で職専免できる場合について決定する。それに基づいて任命権者は職員に対して実際に職専免を承認することになる。

(事務局)

職務かどうかの判断は任命権者が行う。職務ではないと判断したものについて、職専免できる場合とするよう人事委員会に申請されている。

協議事項1

職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱い

任用給与課長が、本年の職員の給与等に関する報告及び勧告の取扱いを説明した。

(委員)

国と同様に引上げを行った場合の所要額は。

(事務局)

全職員が改定された場合、概算で166億円と聞いている。

(委員)

号俸を大きくくり化するとどのような効果があるのか。

(事務局)

県の次長級以上について、より職責に応じた給与制度に変えていく趣旨。昇格すると大幅に給与が上がる。通常の4号昇給では昇給幅が小さいが、改正後は通常では昇給しないが上がれば大幅に昇給するよう見直す。

(委員)

地域手当は結論としてどのようになるのか。

(事務局)

平成27年の前回改正時も具体的な支給地域や割合を示していない。区分と割合の幅だけ示しており、前回同様に任命権者で適切に措置するよう勧告する。

(委員)

扶養手当は国と異なるところがあるのか。

(事務局)

国は配偶者の手当を廃止し、その原資で子の手当を引き上げる。基本は国に準拠することになるが、原資の配分の問題があるため、任命権者で適切な措置をするよう勧告する。

(委員)

獣医師の初任給調整手当はどのようにするのか。

(事務局)

元々他府県平均で定めているが、人材の確保が難しい。今回給料表の大幅な引上げがあるので、改定分の引上げを検討している。

(委員)

採用が難しい職種は県として良い待遇で採用すると打ち出すべきではないか。何か手を打つことや姿勢を示すことは大事。

(事務局)

大幅な引上げであれば打ち出すべきだが、給料表の改定分ではそこまでではない。打ち出しを行う場合は獣医師の処遇改善として改めて他府県の状況から見直す等の検討が必要。

(委員)

教職員の多忙は一番深刻な問題。仕事を分類した上でアウトソーシングするなど先進的な取組があっても良いのではないか。

(委員)

スクールサポートスタッフや部活動を外部委託するなど色々取り組んでいるが追いついていない。

(事務局)

教育委員会としてはできることはすべてしている状況のようだ。次の手がないようにも聞いている。全国的にも同じような状態になっている。保護者対応がかなりの負担になっており、保護者対応を専属で行う窓口を設置している団体もある。教員がすべき仕事以外の仕事が多く、本来業務に手が回っていない。生徒と向き合う時間や授業の準備時間などが確保できる状況を作らないといけない。

(委員)

保護者対応を引き受けるとかなり時間の節約になると思う。スクールロイヤーや業務支援員など直接引き受ける人が必要なのではないか。不当なものは受け付けない空気をつくらないといけない。

(委員)

人事評価は非常に難しい。納得感のある人事評価は管理職が一番悩んでいると思うので、手助けする仕組みを用意するべきではないか。

(委員)

複数人で評価しており評価が偏ることはないため、公正なものにはなっている。

(事務局)

しっかりコミュニケーションが取れていないと納得感が得られない。評価する側とされる側が面談する場が設けられた上で評価することとなっている。

(委員)

今回の文書問題で公益通報の外部窓口の設置について報告で言及することには賛成。ハラスメント防止で、特別職も含めてセクハラ、パワハラ、個人情報保護法、公益通報

者保護法に関する研修を徹底して行うことなど、踏み込んだ内容にして良いのではないか。

(事務局)

勧告・報告が規定されている地方公務員法は特別職を除いた一般職に適用される。特別職に対して、そこまで言えるか難しい。総務省通知の内容に触れることで知事も含むものとしている。

(委員)

職員に対するハラスメント防止について、阻害要因を取り除くために動くことは人事委員会のシステムとしてやらないといけない。独立した行政機関の立場から行政のトップの問題には触れるべき。それが人事委員会の職責ではないのか。

(事務局)

検討させていただく。

(委員)

民間では社内通報が外部の窓口であるのはもちろん、通報があれば社長まで報告と同時に監査役にも報告される仕組みになっている。正しく処理が行われるよう監査役が処理を取り仕切って不正等がないようになっている。

(事務局)

外部窓口の詳細についてはこれから検討されると聞いている。

(委員)

管理職のカットはまだ続くのか。

(事務局)

職責に応じて支給されるものは支給すべき。都道府県では兵庫県だけになっている。

(委員)

決められたものをそのとおりに支給するのが本来の姿。

(事務局)

負担だけ大きいと管理職になりたがらない人が多くなっていると聞く。

(委員)

テレワークの推進について、若手や新卒者が他の職員と同じようにテレワークをするのは慎重にすべき。一律に行うのではなく若手職員は職場に出てきてもらうよう考えるべきではないか。

(事務局)

若手職員のOJTについては対面でないとできないとのアンケート結果もあるため、人事課でもそのあたりの配慮は必要との認識はある。

(事務局)

本日、委員からいただいたご意見を踏まえて、報告内容を検討する。

報告事項1

兵庫県人事委員会勧告に対する申し入れ

任用給与課長が、標記勧告の申し入れについて報告した。

(委員)

毎年同様の内容となっているがどのように回答しているのか。

(事務局)

国の状況の変化などを踏まえて、毎年少しずつ申し入れ内容は変わっている。

(事務局)

毎年それぞれの項目について回答している。今年は特に国が地域手当の制度を大きく見直したことから特に要求されている。

(委員)

勤勉手当の成績率については差を設けないようにという要求か。

(事務局)

成績で差を設けず、すべて定率の期末手当で一律支給するよう求めている。

(委員)

対応関係については不利益となるような変更があったのか。

(事務局)

民間比較では役職ごとに比較するが、部下数を確認してそれまでより下位の役職の者と比較するよう見直した。結果として比較する職員の給料が高い状況になったため、職員団体としては元に戻すよう求めている。

報告事項 2

令和6年職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果

任用給与課長が、標記調査の結果を報告した。

(委員)

最終的な結果は公開されるのか。

(事務局)

詳細な資料を勧告の参考資料として公開する。

(委員)

通勤手当の非課税限度15万円はその範囲なら課税されないということか。

(事務局)

限度額を超えた場合に超えた額に対して課税される。

報告事項 3

任命権者が行った処分

任用給与課長が、知事及び警察本部長が行った2件の懲戒処分の内容及び理由を説明した。

閉 会